

令和5年度版 司法書士合格ゾーン択一式過去問題集 8民事訴訟法・民事執行法・民事保全法
 をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。
 令和4年改正民事訴訟法の一部が、令和5年度試験基準日までに施行されることとなりました。
 これにより、問題・正誤・解説等に一部変更が生じます。
 下記の訂正箇所一覧には、改正による変更箇所も含まれておりますので、
 適宜ご利用くださいますよう、お願い申し上げます。
 なお、改正による正誤変更により一部問題が成立し得ない箇所がございますので、
 適宜問題形式を変更のうえ、ご利用くださいますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
540	18a-6(9-6)(2)解説 4行目から5行目	異議のある債権者は、	異議のある債務者は、	23/5
478	15-18(29-3)(ウ)解説 1行目から5行目	ウ 正 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法(いわゆる電話会議システム)によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(170Ⅲ本文)。	ウ 正 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法(いわゆる電話会議システム)によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(170Ⅲ)。	23/5
162	5e-6(18-1)(ウ)解説 1行目から4行目	正誤含めて全文差替え	ウ 正 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(170Ⅲ)。 ※問題形式を変更のうえ、ご利用ください。	23/5
142	5c-8(R2-3)(ウ)解説 1行目から5行目	ウ 誤 弁論準備手続においては、当事者の一方がその期日に出頭した場合、裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法(電話会議システム)によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(170Ⅲ)。	ウ 誤 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法(電話会議システム)によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(170Ⅲ)。この場合において、令和5年民事訴訟法改正により当事者の一方がその期日に出頭することを要しないこととされた(170Ⅲ参照)。	23/5
140	5c-7(28-4)(ウ)解説	正誤含めて全文差替え	ウ 誤 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(170Ⅲ)。この場合において、令和5年民事訴訟法改正により、当事者の一方がその期日に出頭することを要しないこととされた(170Ⅲ参照)。 ※問題形式を変更のうえ、ご利用ください。	23/5
138	5c-6(24-3)(エ)解説	正誤含めて全文差替え	エ 誤 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(170Ⅲ)。この場合において、令和5年民事訴訟法改正により、当事者の一方がその期日に出頭することを要しないこととされた(170Ⅲ参照)。 ※問題形式を変更のうえ、ご利用ください。	23/5

132	5c-3(13-1)(5)解説	全文差替え	(5) 共通しない 弁論準備手続においては、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる(170Ⅲ)。これに対して、準備的口頭弁論においては、その期日はあくまで口頭弁論として行われるものであるから、当事者双方の出頭が厳密に要求される。	23/5
131	5c-3(13-1)(5)問題	(5) 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときは、 <u>当事者の一方がその期日に出頭した場合に限り、</u> 当事者の意見を聴いて、いわゆる電話会議方式によって手続を行うことができる。	(5) 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときは、当事者の意見を聴いて、いわゆる電話会議方式によって手続を行うことができる。	23/5
129	5c-2(4-2) 〈弁論準備手続〉 (注3)	(注3) <u>電話会議システムを利用することができるのは、当事者の一方が期日に出頭した場合に限る(170Ⅲ但書)。</u>	削除	23/5
129	5c-2(4-2) 〈弁論準備手続〉 手続の開始及び実施②	(170Ⅲ本文) (注3・4)	(170Ⅲ) (注4)	23/5